

## **[事案 28-164] 新契約無効請求**

・平成 29 年 5 月 16 日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時、保険料の途中変更（減額等）について受けた説明が不適切であり、錯誤があったこと等を理由として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成27年12月に乗合代理店で契約した積立利率変動型終身保険（米ドル建）について、契約時に、いつでもデメリットなく保険料の減額や払込みの一時停止と再開ができると説明されたが、実際は、減額は一部解約の扱いとなり元本割れのリスクがあるものであり、払込みの一時中止はできない商品だった。契約の重要な条件について錯誤があったので、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)減額が可能かとの質問に対し、減額はできるが一部解約の取扱いとなること、解約返戻金は払込保険料より少なくなることを回答している。
- (2)払込みの停止はできると説明したが、再開することができるとの説明はしていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなどの契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人が申立人の主張するような説明をしたとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)事情聴取の結果によれば、申立人と募集人のいずれも、契約後に結婚・出産などで生活状況が変化して申立人が保険料支払いを継続できなくなる可能性が高いという認識があり、その対応について、募集人は、払済保険にする方法があるとの説明をただけで、減額については説明をしなかった。しかし、このような場合には、募集人は、減額も可能であるが、一部解約となり、解約返戻金は既払込保険料より少なくなることも説明することが望ましかった。